

令和7年度福岡県有料老人ホーム職員実務研修事業実施業務委託仕様書

本業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）は、令和7年度「令和7年度福岡県有料老人ホーム職員実務研修事業実施業務」を委託して実施するにあたり、必要とする委託業務の内容の基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらないなければならない。

なお、業務委託先選定後の委託契約締結に際して、別途、業務仕様書を示すこととする。

1 委託業務の名称

令和7年度福岡県有料老人ホーム職員実務研修事業実施業務

2 委託業務の目的及び対象者

（1）業務の目的

有料老人ホームの職員を対象として、介護に関する技術や専門知識を習得するための研修を実施し、有料老人ホーム職員の資質の向上及び適切なサービスの提供に資することを目的とする。

（2）対象者

福岡県内の有料老人ホームに勤務する職員

※特に初任者や資格を有しない職員を想定している。

【参考】

※県内の有料老人ホームの施設数 1,290 施設（令和6年4月1日時点）

※直近の研修実績

- ・令和4年度 3コース各2回（計6回）（オンライン開催（Zoom））、計140人
- ・令和5年度 3コース各2回（計6回）（オンライン開催（Zoom））、計125人
- ・令和6年度 3コース各2回（計6回）（オンライン開催（Zoom））、計77人

3 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

4 委託業務の内容

(1) 企画立案 ア 講師の選定及び研修内容、研修日程等の調整 ※以下の内容を中心とした初任者向け講義の設定を提案すること ・高齢者の虐待防止と身体拘束の廃止 ・業務継続計画（BCP） ・高齢者福祉施設における入居者処遇 ・介護におけるコミュニケーション技術 ・認知症の理解及び認知症高齢者に対するケア ・介護現場におけるハラスメント対策 ・災害に対する事前対策 ※開催日程（時期、曜日）は、受講者が参加しやすいよう工夫すること。 イ 研修実施までのスケジュールの作成、当日タイムスケジュールの作成 ウ その他運営に係るスタッフの手配等
(2) 広報及び参加者の募集・受付 ア チラシ等（研修概要）の作成 ※チラシ等については、HP 掲載及び本県から事業所宛てのメールによる周知を想定しており、必ずしも印刷費用を見込む必要はありません。 イ 有料老人ホームへの周知 ※県からのメールによる周知は行いますが、それ以外の周知方法として参加率を高める効果的な方法を積極的にご提案ください。 ウ 受講申込の受付及び受講予定者からの問い合わせ対応 エ 受講料は無料とすること
(3) 研修の実施及び運営等 ア 研修はオンライン（ZOOM 等）や会場による実施など受講者が参加しやすいように工夫すること イ 参加申込者への実施案内（当日 ID 及び PW 等の送付） ウ 教材、カリキュラムの作成、及び参加者への提供 エ 受講者アンケートの作成及び回収、集計作業
(4) 報告書の提出 ア 研修等の実施終了後、開催実績、受講人数、実施効果に係る報告書を、履行期限内に提出すること。

(2) 委託後のスケジュール（目安）

- 8 月 : 研修等の企画（開催日程の決定、講師等の選定）
- 8～9 月頃 : 有料老人ホームへの周知、受講申込の受付
- 10 月以降 : 研修等の実施開始
- 2 月 : 研修等の実施終了
- 2 月 : アンケート集計、報告書の作成・提出

5 留意事項

(1) 経費の支払い

委託事業を実施するために必要な次の経費は、受託者が支払うこと。

- ・会場借上料、講師への謝金及び交通費、宿泊費、食費、イベント保険加入料、教材等の経費、事業の実施に係る機材の借上げ・運営・撤去に係る費用、会場の音響に係る費用
- ・その他必要な経費

(2) 本委託業務により作成したチラシ、教材、デザイン等の著作権は、県に帰属する。

(3) 委託業務運営にあたって利用する人物などの著作権や肖像権等の権利関係は、委託業者において処理するものとする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を損害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害した場合に生じる一切の責任は、委託業者が負うものとする。

(4) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。

(5) 委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令等を遵守し個人情報을適切に取り扱うこと。

(6) 委託業務の実施に当たっては、本業務委託の目的の達成に必要な範囲内で利用者（個人・企業）の情報を収集し、かつ、当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、使用すること。

(7) 委託業務に従事する者は、業務上知り得た個人情報及び企業情報をみだりに他人に知らせてはならないことはもとより、本業務委託に従事する者でなくなった後においても、同様とすること。

(8) 第三者への再委託を禁止とする。ただし、事前に文書により県と協議し、承認を得た場合は、第三者に委託をすることができる。

(9) 委託業務の実施にあたっては、県と十分に協議すること。また、県との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については委託者と受託者で協議のうえ決定するものとする。